

平成 21 年

第 1 回市議会定例会 議案第 46 号

函館市都市計画法施行条例の一部改正について

函館市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 27 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

函館市都市計画法施行条例（平成 15 年函館市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 条第 1 項第 1 号，第 3 号，第 5 号および第 6 号に掲げる区域の項第 15 項中「有料老人ホーム」の後ろに「または老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第 20 条の 4 に規定する施設」を加え，同表第 3 条第 1 項第 2 号および第 4 号に掲げる区域の項第 1 項中「住宅」の後ろに「（老人福祉法施行規則第 20 条の 4 に規定する施設を除く。）」を加え，同表第 3 条第 1 項第 2 号および第 4 号に掲げる区域の項第 3 項中「下宿」の後ろに「（老人福祉法施行規則第 20 条の 4 に規定する施設を除く。）」を加え，同表第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる区域の項第 6 項中「有料老人ホーム」の後ろに「または老人福祉法施行規則第 20 条の 4 に規定する施設」を加える。

別表第 2 第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる区域の項第 1 項中「住宅」の後ろに「（老人福祉法施行規則第 20 条の 4 に規定する施設を除く。）」を加え，同表第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる区域の項第 2 項中「下宿」の後ろに「（老人福祉法施行規則第 20 条の 4 に規定する施設を除く。）」を加え，同表第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる区域の項第 12 項中「有料老人ホーム」の後ろに「または老人福祉法施行規則第 20 条の 4 に規定する施設」を加える。

別表第 3 第 5 条第 2 号ア，エおよびキに掲げる区域の項第 1 項中「住宅」の後ろに「（老人福祉法施行規則第 20 条の 4 に規定する施設を除

く。）」を加え、同表第5条第2号ア、エおよびキに掲げる区域の項第3項中「下宿」の後ろに「（老人福祉法施行規則第20条の4に規定する施設を除く。）」を加え、同表第5条第2号ウ、オおよびカに掲げる区域の項第15項中「有料老人ホーム」の後ろに「または老人福祉法施行規則第20条の4に規定する施設」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月10日から施行する。

（提案理由）

老人福祉法施行規則第20条の4に規定する施設について、市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準および開発行為の許可を受けた開発区域以外の区域における建築等の許可の基準を改め、当該許可をしないこととするため